青　空

北九州市立洞北中学校　学校通信
校長　　竹中　雅則

令和５年５月１８日
第５号

インターネットは人を幸せにする道具！のはずですが・・・

右のグラフを見てください。内閣府が調査した「子どものインターネット（以下、ネット）利用状況」を年齢別で表したものです。よく見ると「年齢」が入っていませんよね。実は、**一番左の「7.1%」の利用率は「０歳」**の子どもデータです。順に、1歳、2歳、…9歳までとなります。つまり、生まれてからやっと会話ができるようになる**２～3歳の時点で、過半数を超える子どもがネットを利用している**ことになります。

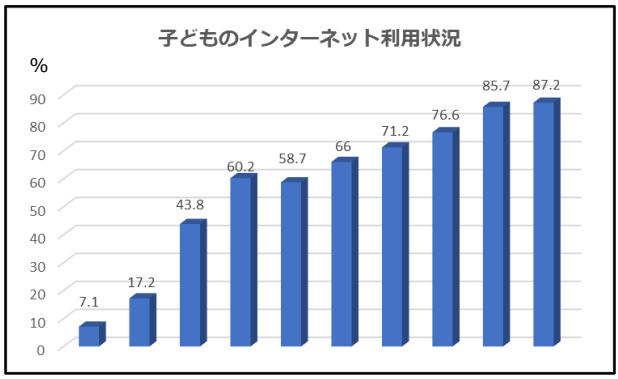

（令和２年内閣府調査　保護者2,247人の回答を集計したもの）

「正しく恐れて　賢く使う」

私たちが現在社会で生活するうえで、ネットはなくてはならないもの、なくなると困るものになりました。ネットによって人は色々なことができるようになり、そして膨大な情報をものすごい速さで得ることができるようになりました。これは人にとって、とても幸せなことです。・・・ですが、１つ間違えると**人生を狂わせてしまうような危険が潜んでいる**こともネットの特徴です。

「いたずらのつもりだったのに」「こんなことになるなんて知らなかった」とネットトラブルを後悔しても、**ネット社会での過ちは「戻れない」「消せない」**ということを理解してください。

右のQRコードより、**総務省の「安心・安全なインターネット利用ガイド」**を見ることができます。ぜひ、生徒も保護者も先生も、正しく恐れて賢く使えるように自分で考えましょう！

【ネットトラブル意識度チェック】

下の質問に「これくらい大丈夫」なら○、「これはダメ」なら✕を入れてみましょう。

①「この学校を爆破する」と冗談でSNSに書く　□

②友達のテストの点数を写真にとって「すごいね！」とSNSに投稿する　□

③部活で着替えているときの友達の裸の写真をスマホで撮る　□

④お気に入りの漫画のシーンをスマホで撮ってSNSに投稿する　□

⑤「○○うざい、消えてほしい」とSNSに書く　□

⑥友達のパスワードでアカウントにログインする　□

【解説】全て「×」です。次の犯罪になる場合があります。
①威力業務妨害（冗談でもダメ）②名誉棄損罪（点数は関係なし）③児童ポルノ禁止法違反（写真を所持する時点でダメ）④著作権法違反（不特定の人が見るSNSはダメ）⑤侮辱罪（誹謗中傷は絶対ダメ）⑥不正アクセス行為禁止法違反（人にパスワードを教えない）

先生も勉強しています

5月17日（水）に、より良い授業をつくっていくことを目的として、すべての先生が参加して、授業研究を行いました。普段はなかなか見ることができない他の先生の授業を参観し、タブレットの利用や話し合い活動などを視点に意見交流を行いました。

洞北中の先生は「わかる授業」のために、日々勉強しています。生徒も授業を大切に受けるようにしましょう。